

ワーキング・グループについて

平成 30 年 10 月 12 日

規制改革推進会議決定

1. ワーキング・グループの設置

規制改革推進会議の主要検討課題について掘り下げた審議を行うため、以下のワーキング・グループを設置する。

ワーキング・グループにおいては、その検討課題に関し学識経験のある者として任命された専門委員の参画を得て、調査及び審議を進める。

- ・ 農林ワーキング・グループ
- ・ 水産ワーキング・グループ
- ・ 医療・介護ワーキング・グループ
- ・ 保育・雇用ワーキング・グループ
- ・ 投資等ワーキング・グループ

2. 構成

(1) ワーキング・グループには議長の指名により座長及び座長代理を置く。

(2) 規制改革推進会議委員は、全てのワーキング・グループの会議に参加できる。

3. 公表等

ワーキング・グループの資料及び議事録の取扱いについては、規制改革推進会議運営規則に準じるものとする。

4. その他

以上に定めるもののほか、ワーキング・グループの運営に関し必要な事項は、それぞれの座長がワーキング・グループに諮って決める。